

平成20年第1回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成19年3月6日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年3月11日
4. 応招議員

|     |    |     |   |     |    |    |   |
|-----|----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番  | 小林 | 一則  | 君 | 2番  | 風口 | 尚  | 君 |
| 3番  | 山本 | 静一  | 君 | 4番  | 高木 | 市郎 | 君 |
| 5番  | 鈴木 | 加奈子 | 君 | 6番  | 東谷 | 富雄 | 君 |
| 7番  | 小林 | 豊   | 君 | 8番  | 中瀬 | 信之 | 君 |
| 9番  | 山口 | 和宏  | 君 | 10番 | 奥川 | 直人 | 君 |
| 11番 | 野口 | 繁   | 君 | 12番 | 川西 | 元行 | 君 |
| 13番 | 前川 | 夫   | 君 | 14番 | 中野 | 勇  | 君 |

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

|            |    |    |   |                 |    |    |   |
|------------|----|----|---|-----------------|----|----|---|
| 町 長        | 辻村 | 修一 | 君 | 副 町 長           | 坪井 | 信義 | 君 |
| 教 育 長      | 見並 | 健一 | 君 | 会 計 管 理 者       | 森島 | 千里 | 君 |
| 総 務 課 長    | 中郷 | 徹  | 君 | 税 務 住 民 課 長     | 松田 | 幸一 | 君 |
| 生活福祉課長     | 林  | 裕紀 | 君 | 上 下 水 道 課 長     | 小林 | 一雄 | 君 |
| 建設産業課長     | 前田 | 浩三 | 君 | 病 院 老 健 事 務 局 長 | 田間 | 宏紀 | 君 |
| 教育事務局長     | 辻  | 誠  | 君 | 農 林 商 工 課 長     | 田畑 | 良和 | 君 |
| 政策財政担当課長補佐 | 中村 | 元紀 | 君 | 総 務 担 当 課 長 補 佐 | 田村 | 優  | 君 |
| 教育委員長      | 松田 | 隆作 | 君 | 監 査 委 員         | 松田 | 隆生 | 君 |

9. 職務のため出席した者の職氏名

|        |    |    |   |       |    |    |   |
|--------|----|----|---|-------|----|----|---|
| 議会事務局長 | 大南 | 友敬 | 君 | 同 書 記 | 高井 | 美江 | 君 |
| 同 書 記  | 中川 | 泰成 | 君 |       |    |    |   |

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名

- 第 2. 議案第 2 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について(質疑)

- 第 3 . 議案第 3 号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の制定について  
( 質疑 )
- 第 4 . 議案第 4 号 玉城町後期高齢者医療特別会計条例の制定について  
( 質疑 )
- 第 5 . 議案第 5 号 玉城町使用料条例の一部改正について ( 質疑 )
- 第 6 . 議案第 6 号 税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部改正  
について ( 質疑 )
- 第 7 . 議案第 7 号 玉城町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一  
部改正について ( 質疑 )
- 第 8 . 議案第 8 号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の  
一部改正について ( 質疑 )
- 第 9 . 議案第 9 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正につ  
いて ( 質疑 )
- 第 10 . 議案第 10 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について ( 質疑 )
- 第 11 . 議案第 11 号 玉城町介護保険条例の一部改正について ( 質疑 )
- 第 12 . 議案第 12 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の  
増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関  
する協議について ( 質疑 )
- 第 13 . 議案第 13 号 平成 20 年度玉城町一般会計予算 ( 質疑 )
- 第 14 . 議案第 14 号 平成 20 年度玉城町国民健康保険特別会計予算 ( 質疑 )
- 第 15 . 議案第 15 号 平成 20 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計  
予算 ( 質疑 )
- 第 16 . 議案第 16 号 平成 20 年度玉城町老人保健特別会計予算 ( 質疑 )
- 第 17 . 議案第 17 号 平成 20 年度玉城町山村振興事業特別会計予算 ( 質疑 )
- 第 18 . 議案第 18 号 平成 20 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算  
( 質疑 )
- 第 19 . 議案第 19 号 平成 20 年度玉城町介護保険特別会計予算 ( 質疑 )
- 第 20 . 議案第 20 号 平成 20 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算  
( 質疑 )
- 第 21 . 議案第 21 号 平成 20 年度玉城町病院事業会計予算 ( 質疑 )
- 第 22 . 議案第 22 号 平成 20 年度玉城町水道事業会計予算 ( 質疑 )
- 第 23 . 議案第 23 号 平成 20 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算  
( 質疑 )
- 第 24 . 議案第 24 号 平成 20 年度玉城町下水道事業会計予算 ( 質疑 )

(午前 9 時 開会)

議長(小林一則君) 只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、平成20年第1回玉城町議会定例会第3日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第1. 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

6番 東谷富雄君 7番 小林豊君

の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2. 議案第2号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。2番 風口尚君

2番(風口尚君) 保育所のことですが、今まで日額で150円という事で私も前から思っていたのですが、今回月額5千円という事でこの5千円という根拠と、他の自治体と比べるとどうなのですか。高いのですか。安いのですか。その辺わかればお教え願いたいと思います。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) まず、日額から月額の件はご理解いただいておりますが、放課後児童クラブのもともとの性質は、毎日毎月保護者の方が働いて見える方を応援するという事で、日額より月額の方がふさわしいという事で、月額に変えさせてもらったという事です。それと金額でございますけれども、5千円は近隣を見ながら、勿論精査をさせていただいたのですが近隣と比べて私とこよりも安い所もありますけれども、殆ど私とこよりは高い金額という事で、今回150円を30かけますと4千500円ということになりまして、後90円のおやつ代もこの中に含まれておりまして、他の自治体ではおやつ代は別に算出している所もございます。そこで5千円と決定させて頂きました。以上です。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 8条の3に町長が必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、保育料を減免又は免除すると書いてありますが、多分これは減額又は免除することができると、いうことではないかと思いますが、字句の問題とそれからこういった時にどのような、減額措置をするのかここには説明文書として規則が示されておりませんので、その点を詳しくお伺いをしたいと思います。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）ご指摘の通り申し訳ございません。減免することができるという一文字だけでいいかと思えます。減免には減ずる事と免ずることを含まれておりますので、減免だけでいいかと訂正させていただきます。免除の規定ですが規則の方で、まだ公布はしておりませんが同時に公布の予定をし手おります。規則の方ですが免除するのは先ず、生活保護の方は全額免除を今考えております、それから保護者両親又は両親がいない場合おじいさんおばあさんになりますが、保護者が止むをえない理由等により生活が困窮されて、保育料を徴収猶予してもなおさら他の方法によっても納付が困難と認める場合におきましては、免除していきたいと考えております。今の二つの項目に準ずる事情があるときにつきまして、町長が特に認める場合については免除を考えております。従いまして減額というのは今、規則の方では減額という措置は今、項目として考えておりません。将来保育料の関係もあって改正があれば、減額ということも考えていくという事で条例には減免という言葉を使わせて頂きます。以上です。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）振り替え休日につきましては、一般質問の時に伺いましたところ、保護者の希望があれば振り替え休日も開設をすることが可能だというふうにご答弁を受けとめたのですが、それに間違いございませんね。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）答弁については、そういう気持ちは変わっておりません。ただ、今回土曜日も開設いたしましたし又、春休み、夏休み、冬休みも開設いたしました。それに伴ってかなりの日数が開きまして、人員等の確保も大変でございます。従いましてその辺も鑑みまして又住民の方々の強いご要望があれば当然、国民の祝日に関する法律の休日についても考えていけないという気持ちを持っていると答弁をさせていただきました。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）しつこいようでございますが、強い要望というのは例えばどういう場合を言うのでしょうか。10人あったらとか、5人未満ではだめだとか、そういうことでしょうか。それとも皆さんで押しかけていくようなそういう強硬手段をいうのでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）何%とということは考えていませんが、やはり要望があれば考えていきたいという事で、変わりはございません。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第3・議案第3号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)この後期高齢者医療につきましては、自民党、公明党の多数によって強行され成立をしたものでございますが、この実施が目前になるに従いまして、国会におきましては与党も含めてこの問題点を指摘するようになってきています。それは何故かといいますとやはり高齢者に対しては非常に大きな負担を強いるということ、それから健康診断におきましても非常に問題を残している。専門家の話をききましてもなんかこれにかかります健康診断というのが、それでいいんだろうかという疑問の声が上がっております。又高齢者が医療を受ける場合におきましても制限を受けるという事で、必要な医療ができないこういったことで大変な問題になってきております。只今お伺いをしたいのは、この実施に伴いまして玉城町としての負担、国保会計からの負担、そういったものがどのように推移するのかお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君)この条例につきましては、三重県の後期高齢が行う事務と区別して、玉城町が行う事務ということをおげた条例でございますが、これに関連してという事でございますがどれを負担していくかという負担の金額につきましては、国保会計と後期高齢者の医療の会計の方に挙げさせてもらった金額と、並びに一般会計の負担金という事で今回の提案させて頂いている予算に計上をさせて頂いているということで、今後につきましては、後期高齢者の医療制度の見直し、保険料の見直しは2年に1回、2年間を会計年度というように考えておりますので、基本的に20年度と21年度は保険料の変更は行わないという事で、2年が会計年度ということになっております。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)ですから、この算定をしている中でこれまでですと、老人保健会計でやっていたことがらでございますが、それと比べて国保会計からの持ち出し、一般会計からの持ち出しはどのように推移しますか、お伺いをいたしております。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君)老人拠出金の計算方法と今回の後期高齢者の計算方法というのは全く別の制度になりますので、高いか安いということにな

れば当然、老人保健拠出金の方が高い金額を払っていたという事での自治体もございましたし、又逆に少ないという所もあり、これは各市町村単位でやはり市町村の医療費の総額を基にはじいておったという事でありますから、比べるのは難しいと思います。ですから今回からは各市町村単位で各市町村の医療費の総額をベースに考えるのではなくて、三重県全体の医療費の増高を見てとなりますから、当然玉城町の医療費は県下でも下から2番目3番目というふうに老人の一人当たりの医療費は低い町でございますから、当然三重県の平均の医療費を考えれば、高くなっていく傾向になるということはいえるかと思えます。以上です。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）延滞金の問題でお聞かせ願いたいと思います。第5条、被保険者又は連帯納付者はとあるわけで、金額が2千円以上の場合には年額14.6%その間1ヶ月の間は7.3%の割合でとなっておりますが、はたしてこの延滞金を徴収できるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）延滞金につきましては、5条にあるとおり計算結果が2千円未満については延滞金を課さないということになりますから、当然2千円以上は延滞金が出た場合はこの後期高齢の医療連合の規約に基づいて徴収するという事で進めてまいりたいとこのように思っております。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第4．議案第4号 玉城町後期高齢者医療特別会計条例の制定についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第5．議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）これと似たものが後、福祉会館の使用料という事で提案をされ手おります。まずは、玉城町の使用料条例で、お城広場或は、元改善センターとっておりました現在は、中央公民館の使用料でございます

が、これは、以前から条例としてはございました。けれども町民の活動を支えるというそういう、前中瀬町長の方針によりまして町内の文化協会なり、いろんなサークル活動をして見える方々に対して、この徴収はしないというそういう方向で質疑をしてまいりました。この度も、提案をして頂いております。この実施に当たりましてどのように今後は考えておられるのか、伺がたいと思います。そして議会の審議が始まります前に、すでにこのようなものが中央公民館に貼り出されまして、20年4月1日使用分から町内在住者又は、在勤者に関らず下記の通り電気代、冷暖房料金を徴収いたしますと貼り出されておりました。そして尚、その下にはこういった紙が貼り出されました。但し広域性、公共性のある場合は使用料条例の規定により減免の措置がありますので減免申請書を提出してください。又、単価については見直しを検討しております。とこうありました。単価については、見直しを検討しておりますというのは、検討するのは議会であると思っておりますけれども、これはどういう事でこういうものが出されたのか、そして、減免申請書なるものは、私はこれまで先ほども申し上げましたように町長の考え方によりまして、こう言うておられましたね。「お年寄りが1日でも長く元気で過ごしていただける」このことを一番望んでいます。所謂『ぴんぴんころり』というそういう言葉があるけれど、私は亡くなるその日まで元気で動ける、元気でいてくれる、このことを一番願っているところのように言うておられました。その結果若い人もお年よりも含めて公民館活動、いろんな形で行われておりますが、これが皆さんから喜ばれそれこそ辻村町長も言うておられますが、住んでよかった玉城町と言う様なその代表的な事柄の一つとしてこれが取り上げてきたところであります。これについて町長はどのように考えておられるのかお伺いをしておきたいと思っております。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）今回の改正につきましては、提案説明でも申し上げておりますように現在の消費電力に合わせて、適正な料金改正をしたいということの考え方が主旨でございます。従来どおりできるだけ子供たちや高齢者の皆さん方が、有効活用していただくというための施設でありますからその利用に支障がある考え方は持っておりません。従って現在も町内、或は町外からの利用が大変盛んであるわけでありまして、そういった部分の一応基準となる使用料を、現段階での消費電力に合わせてご覧を頂いておりますように、殆どが前の金額よりも低下をしておるというふうな状況になってございます。そういった考え方で見直しを申し上げておるのが主旨でございますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）そうしますと料金としては、消費電力にふさわしい改定をするけれども、これまでのような方向で活発な活用がされるようにこれまでどおりのやり方で今後もいくという事でしょうか。因みに一つ文化協会さんはこれをご覧になって、大変驚かれ早速役員会が開かれそして町長との話し合いの中で、町長は文化協会の活動については徴収はしないこれまでどおりですと、言うこととお答えになったそうですけれども、文化協会だけにそれは該当するのではこれは問題も出てくると思います。文化協会に入っていないなくても絵を書くグループですとか、いろんなグループがあると思いますが、そういった活動を支えてという意味でも同じような扱いをしてもらいたい。このように思いますけれども町長はどのように考えておられているのでしょうか。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）ずーと長年の経過をしておる施設でありまして、いろんな団体の方がご利用いただいております。従ってあそこの団体は使用料を全く払わなくてよかったわ、あそこは払わされたわ、というような不公平があってはいかんわけでありまして、公平な利用をして頂くというふうなことになるなければいかんと思っておりますし、基本は町内の皆さん方の子供たちや、高齢者の皆さん方が使って頂く為には極力、いままでどおりの減免等の考え方を通していきたいと思っております。具体的な内容は、それぞれ文化協会はじめ現在ご利用頂いておりますいろんな団体がありますから、その団体の皆さん方とのいろんな協議をさせて頂き、このことにつきましては教育委員会で調整をさせていただくようにしております。以上でございます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）わかりました。それではこれまで皆さんの福祉に、或は文化の向上にと活用されておりました。言い換えれば免除されておりましたその団体におきましては、引き続き同じ扱いだというふうに考えていいのですね。それから先ほど申しましたように、これ単価については見直しを検討しておりますと書いてありますが、検討するのは私は、玉城町におきましてはこの議会の場ではないかと思っておりますが、町長は議会はどうせ提案したら通るのだからどうでもいいと、だからこれが出しあるのやそういうことになるのでしょうか。このことについてこの2行3行にわたっておりますが、ここの問題についてお伺いをしておきたいと思っております。これは、小さいようでも大変大きな、重大な問題だと思っております。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）当然のことながら、最終的に決定をいただくのは議会でお認めをいただくという事でありまして。但し、執行させて頂いている私共に



つきましてはいろんな面で見直しをしていくというのが、必要でありますから最終的なものにつきましては、改めて利用者の皆様方をお願いを申し上げることになるわけでありませう。

議長（小林一則君）2番 風口尚君

2番（風口尚君）この使用料金につきまして、町内在住者又は、在勤者の方は免除という事でございますが、今まで聞く所によりますと予約されにきた人は町内の方で、ふたをあけると町外の方がたくさん見えたというようなことで、今後どのようにみきわめをするのか、対処するのか、その辺お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）今回の改正につきましては、使用単価についてのみを改正を致すものでございますが、議員おっしゃるように使用するものにつきましては、使用料規定を定めておまして確かに使用する一団体の中で玉城町に在住又、在勤の方というふうなことで減免規定をもうけておりますが、その該当する人が少数の場合をどうするかというふうなことが問題になってこようかと思っておりますので、各小中学校の体育館を常時お使いいただいております団体等につきましては、登録団体の人員把握又、その方々のお名前も登録していただくような形式を取っておりますので、同じようなスタイルで、過半数を在住、在勤の方が占める所を優先していきたいと、そのように今後の運営については検討を重ねていきたいと、このように考えております。

議長（小林一則君）2番 風口尚君

2番（風口尚君）今の、答弁ですと借りる方の名簿を作成するという事ですか。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）小中学校の管理する施設につきましては、その様な形態で運営を致しておりますが、体育センターについては当初の目的が勤労者体育センターというふうなところでございまして、これにつきましてもこのような運営に改めていきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（小林一則君）10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）先ほど、風口議員の方から言われましたことと類似をするのですが、昨年たまたまバレーボールをやっておられるグループから、町外の方が予約されていて、私たちが使うタイミングを失うという話がございまして、教育委員会の方で値段を調べて頂きました。体育館で1例を挙げますとバレーボール1面を使いますと全面使ったことにしますと、町内の場合は500円です。ところがこれで冷房を使いますと1100円となります。全面

使って照明を使った場合今回の改正で 1100 円。ですが 1 面使った場合部分使用という事で、バレーボール 1 面 300 円、それと電気料金 600 円で 900 円こういう金額になります。明和町の場合は、電気量も含めて 900 円で同じ金額です。我々玉城町の住民が明和町の体育館へ行きますとかける 3 倍という形で 1 持間の使用料が 2700 円という形になりまして、明和町で使うのもこちらで使うのもほぼ金額は変わらないということになっております。ですから、明和町の方がこちらをご利用いただく当然 900 円という事でわれわれが明和町へ行くと 2700 円いるという形でかなり明和町の方は税金で運用をしていることですから、他市町の方につきましてはかける 3 倍で料金を取っているということがあります。そういった意味で町民の方がもう少し使いやすくできるような値段も含めて、又は、予約を先行してできるとかそういうことをしていただかないと、町外の方と予約をする段階で利用頻度が本来、玉城町住民であるものが町外の方になってしまうと、いう事実がありましてそういったお話しを頂いていますので、今回検討して回答ができるものかどうかということを含めて質問したいと思います。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）今回の改正につきましては、使用料につきまして需要料金で単価の改正をご提案申し上げているところでございまして、議員ご質問の件につきましては、今後の検討課題と致したいと思います。ただ玉城町におきましては町の施策として『住んでよかった町』そういうふうなところで、玉城町に住めばこういうふうな所謂、文化、芸術、又、スポーツにおいてもいろんな面で得点がある。町独自の施策として重要ではないか。いろんな企業が来る中でそれやったら玉城町に住んでみよう、玉城町に勤めてみようというふうなことが、効果として現れることが一つかなと考えておるところでございしますが、他の市町、町民の皆さん方が使用できないというご不便があるという事情を考えまして、総合的に今後の検討として判断していきたいとこのように考えております。又、よろしくご指導頂きたいと思えます。

議長（小林一則君）4 番 高木市郎君

4 番（高木市郎君）多目的ホールの料金のことで、先の質問者の確認のようなことになろうかと思いますが、所謂、使用目的による料金差がないのかという事でございます。例えば多目的ホールで「物の販売」をしたいという人が出た場合にこれは営利目的で使用するのであって、例えば、政治活動、選挙に使う、宗教活動、文化活動、芸能活動色々利用目的があろうかと思いますが、これによる差はないのか。ただ納税しているかしていないかという事で判断しますが、そういうことなのかを確認したいと思いますし、もう 1 点

は減免、減額の条項が条例第 20 号にはあるのかないのか、あるようなお答えだったようですが 2 点についてお尋ねします。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）利用の目的又、使用料の減免につきましては減免規定を明記しておりますし、当然使用とする団体はその主旨、目的を明記して、それが公益的に考えて使用許可をするという事で考えておりますのでご了解をお願いします。

議長（小林一則君）他にありませんか。7 番 小林豊君

7 番（小林豊君）この使用料条例の一部改正、これ以前の問題なんですけど、これを検討する前に、特に中央公民館につきましては正職員が 1 人張り付いている状態で維持管理費が変わってくる状態だと思います。こういった中で指定管理者制度を用いた民間委託は検討されなかったのか。この点についてお伺いしたいと思います。

議長（小林一則君）政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐（中村元紀君）小林議員ご質問の指定管理者のことでございますが、これにつきましては 17 年度に集中プランの中で町内施設について点検をさせて頂きました。その中で検討をしたわけなんですけれども当面直営という事で、一応結論を出させて頂いております。その後更なる見直しにつきましては、今後も検討はさせて頂きたいというふうに考えております。

（「議事進行」の声）

これをもって議案第 5 号に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第 6 . 議案第 6 号 税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部改正についてを議題と致します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 6 号に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第 7 . 議案第 7 号 玉城町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。5 番 鈴木加奈子さん

5 番（鈴木加奈子さん）先ほどは、中央公民館及び体育施設についての条例にかかわってございましたが、この福祉会館におきましてもこのたびの提案が、どうも中央公民館にならったような形で出されてきたのかなというふうに見受けられるところであります。中央公民館関係におきましては、私問

題にできなかったのですが、例えば、電気料に合わせた形でといわれても電気代 10 円のところ 100 円という設定しているところもあれば、960 円のところ 1 千円というのもあれば、426 円と 400 円というのもございました。けれども町内の方々にとっては、もうその料金というのは、殆ど関係のないことになりました。ですから外部から来た方に対して徴収するという点でこのことについて触れなかったわけですが、ふれあいホールにつきましても、やはりそのような、料金の設定のところがございます。例えば、会議室 13 円の電気使用料なんですけれども 100 円という設定がなされております。又、娯楽室におきましては、これは極端で 8 円の電気料なんですけれども 100 円という設定がしてあります。この福祉会館につきましても町内の方々の活動に寄与する場合には、料金は徴収しないというのであればこれでもよろしいのですけれども、同じ扱いにしていくのかどうなのかお伺いを致します。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）この料金の見直しにつきましては、町長先ほど提案の説明の通り、実質電気料金の元に算出した表が先ほどの資料に、それを 100 円単位で中央公民館、福祉会館、次の議案のふれあいホールも同じ考え方で積算をしております。もともと福祉会館につきましては基本的に無料というのを条例でうたっていましたのを今回、使用料を取るとそれと電気代を取ると使用料につきましては、他の施設と同様町内の在住又は、在勤の方につきましては使用料は無料です、従いまして他の自治体の方が使われた場合につきましては 500 円使用料をとると、但し電気代につきましては町内、在住在勤に関係なくして実費の資料に基づく又、条例に基づく料金を頂くという事で今回、町内施設歩調を合わせて考えさせて頂いたものでございます。

議長（小林一則君）5 番 鈴木加奈子さん

5 番（鈴木加奈子さん）町長この点について、中央公民館の例にならった姿で福祉会館の使用料も徴収しないという方向で行くのですか。それとも今、担当課長が言ったように町内の方でもあっても徴収をするということなんでしょうか。保健福祉会館という性格上なおさら住民の皆さんの健康、福祉増進のためにしっかりと活用してもらいたいところだと思っております。それでございますので、町長に伺いたいです。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）前段の公民館等の使用料のところでもお答え申し上げましたとおり、やはり施設のこの建設の目的そのものは町民の皆さん方の健康或は福祉の増進という事でありますから、できるだけ使いやすい形で利用を高めて頂きたいというのが主旨でありますから、使いやすい形の料金設定に見直しをするという事でありますし、そして同様に同じ町の公共施設であり

ながら一方では無料、一方では有料というふうな条例ではバランスを欠くという考え方でありまして、今回整理をしたという事でありまして、中身につきましては、それぞれの所管をしておるところでいろんな団体の事情が現実ありますから、その団体の皆さん方で不公平がない様の方やお金を払っている払っていないというバランスがない様に、今後個々のいろんな協会の皆さん方のお集まりの中でそれぞれ所管をしておる生活福祉なり、或は教育委員会なりの内部で具体的な調整をしてみたいと考えております。よろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）この福祉会館におきましては、減免の条項をもちっておりますが、これについて担当する林課長はどのように考えて見えるのですか。減免の規定をいかしてその申請によってそれを採択し取り上げていくということになるのですか。どうするのですか。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）この減免の方は規則の方で又改めて、制定をさせていただくという事でいま検討させて頂いておりますが、この施設は保健福祉会館という事でございますから、当然利用される方は健康福祉の増進等に使われる事業をやられる場合について公共性の高いものについては、やはり何か配慮をしていかななくてはという事で、そういうふうな規定を考えております。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）この条例の中に、第15条に『保健福祉会館の設置目的を達成するために適当と認められた場合は、使用料の額を減額し又は、使用料の徴収免除することができる』とこうなっています。これは課長がするのではなくて町長が行うという事になっておりましたので、さっき町長に伺ったのです、町長としての方針がないと担当者は困ります。ですから念を押して先には中央公民館にかかわるところのことで、これまで同様に無料使用ができるような方向でのご答弁を頂いておりましたので、福祉会館についても、それに準じた扱いをするのかということ伺ったところでございます。条例を作ったというのは、これはやはりこれまでには料金設定がなかったという事もあって、町外の方が使う場合に徴収の仕方がなかったのではないかと思います。ですから条例を設けるこれははっきりと町外の方の利用に寄与する場合の徴収、そういうことになるのではないかと。町外の方が使用するという場合に、この料金条例を持っていなかったら徴収するというのが福祉会館の場合にはできなかつたわけです。ですから条例を設けた。であるから言い換えれば、はっきりすっきりした言い方でいうならば、この条

例は町内の人には、勿論、営利目的で使うという場合はこれは拒否されると思いますけれども、町内の福祉団体なり文化活動など皆さんのコミュニケーションを高めるこれも大事な福祉活動でございます。と私は思っております。そういうことに利用され場合には徴収しない。だけど町外の方が使用したいということの申し出があったときに、徴収する条例がなかったということから、これを作られたんだというふうにこのように解釈してよろしいですね。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)若干、その公民館と福祉会館との設置の主旨は違います。特にいろんな健康保険指導、或は健康教育とふうなこと或は、地域の福祉活動のために建設をして頂いて、そしてその設置管理に関する条例を平成9年の時点で制定をしているというふうな形で、少し施設そのものの設置の主旨が異なるのですけれども基本的な、今申し上げておりますように同じ公共施設でありますから、利用を規制するというのではなくて利用を高めていく為のいろんな考え方を持っていきたいと、いうふうに思っておりますのは、両施設も同じでございます。両施設も先ほどもご意見ございましたように町外の方が非常に多くて、折角町内在住とか町内在勤の方が使いにくいということではあってはならんわけでありまして、又、主旨にあります保健事業、或は福祉の事業に使うというふうな事が主旨で他の方がそれ以外の事で使っておる場合、なかなか折角、町内の使いたい人に支障があるといけませんので、支障のない様にルールを細部にわたって定めてまいりたいというふうに考えております。

議長（小林一則君）他にありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）ここで10分間休憩致します。

（午前10時01分 休憩）

（午前10時11分 再開）

議長(小林一則君) 再会致します。引き続き質疑を続けます。

次に、日程第8・議案第8号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。4番 高木市郎君

4番（高木市郎君）ふれあいホールの使用料金のことでございますが、この料金は先ず、一つは多目的ホールに比べて冷房料金が高くなっております。料金の計算方法が変わっておるという事で、設立の主旨が違うという説明があったのでそうかなと思っておりますが、冷房料金がこんなに高いのは私は疑問に思っております。冷房料金というのも電気代から計算されていると思いますが、それからするとこれは計算違いをしているのではないかと考えております。それからこの表からいきますと町内在住者は、この線から下の電気代500円から下は必要ないのか。そうでないのか。どちらか良く分からない。私は町内在住者であっても冷房料金6千円はいると、使用料の千円は要らないということではないかと思っておりますが、その辺明確にしてほしいのと。このふれあいホールというのは町外の方が、よく使われる場合が多いのではないかと、それはどういうことかという営利目的で使う人が多いのではないかと考えますし、又、町内在住者でも音楽関係の人となると町内の人で、営利目的でかなり使っていると過去そういう状況になっています。だから、その辺の小分けが良く分からないので、もう一度説明を頂きたいと思っております。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）先ず、ふれあいホールの電気料金の算定でございますが、ご覧頂いたとおり現状が高うございます。従いまして電気による冷房装置大きな機械2機備えて一度にあつためる、冷やすという方法を取っているため電気料金が高くなるということになります。電気料金の設定は他のところと同じように「キューピクル」という一つの機械を使いまして料金は電灯線もそういう大きな動力も同じ料金で、安くするように設定をしております。次に、町内在住、在勤の料金の免除の関係でございます。使用料につきましては、ふれあいホールとふれあいホール入り口の右側に会議室がありますがその二つの部屋につきましては、使用料はおのこの千円、500円と頂きますが、町内在住者又は、在勤者の使用については免除するという規定になっております。ですから電気代、冷暖房の使用につきましては町内在住又は、在勤又は、町外の方関係なしで皆さんから頂戴をするというような表になっております。運用でございますがふれあいホールの設置条例では、使っただけの方というのは、町内、県の広域の補助金の関係もありまして当時小俣町と共同利用という事で建築をしておりますので、条例では伊勢市小俣町とうたっておりますが、玉城町の方と伊勢市小俣町に住所を有する方が使って頂くというのが大原則になっております。ただ、それ以外にも又、利用される場合については町長の判断で認可することもあるかと思っておりますが、基本的には町内又は伊勢市小俣町に住所を有する方で、文化、教養、芸術活動このふれあいホールの設置目的に合致する方、又は団体にお貸しするのが原

則として今も運用をしています。

議長（小林一則君）4番 高木市郎君

4番（高木市郎君）了解しましたが、この冷房料金はあまり高いので、実は調査しました。20万ワットの冷房がついているそうです。20万ワットということは200キロという事で1日1時間200キロの電力がいたら、そうなりますと電気代というのは通常一般20円それから動力200ボルトが10円それから深夜電力の深夜温水器が8円その中で高圧電力といわれるのは、10円の動力、私のところも3つ入っているのですが、10円65銭ということになりますと、これは計算が違っているのではないかと思います、後ほど又、調査をしてお聞かせ頂きたいと思います。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第9．議案第9号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第10．議案第10号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第11．議案第11号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）次に、日程第12．議案第12号 三重県市町公平委員



会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第12号に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)これより、日程第13・議案第13号 平成20年度玉城町一般会計予算乃至、日程第24・議案第24号 平成20年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題として、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日予算決算常任委員会で詳細な審査を頂く予定でありますので、ここでの質疑は、町長の施政方針、提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって質疑は、一括上程されました 議案第13号乃至、議案第24号についての町長の施策方針・提案理由の説明の範囲の対象に行います。発言を許します。7番 小林豊君

7番(小林豊君) 施政方針の中で、『幸せが感じられるきっかけを作るために読書を進めるブックスタート事業』とありますけれどももう少し具体的にこの事業の内容をご説明いただけますか。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 先ず、事業の内容を説明させていただきます。この事業は、子どもとお母さんの結びつきをまず、絵本からということの発想から、子育て支援対策の一環として提案をさせてもらっています。先ず、玉城町独自の図書券なる500円の絵本を交換する500円券を4枚作ろうと考えております。この4枚を1歳半検診のときに順次保健師から利用方法等説明しながらお渡しをして、4枚の図書券を契約をこの協賛考えて頂く書店にその図書券をもって行きますと、そこで子どもの絵本とのみ交換できる。その交換した券を玉城町へ送って頂くと、玉城町からその書店にその金額を送るという事です。先ず、お母さんが絵本を子どもと一緒に本屋さんへ買いにいった、又、それがきっかけとなってお父さんお母さん子どもとのつながりを結びつけばということでもまず、本からスタートをしようという事でブックスタートという事で、対象者は170名位を考えております。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 施政方針の中から、2点ほど質問を致します。先ず、産業振興に関わるところで、優良企業を推進するとありますがこれは再三質問

させて頂いておりますが、それは改めて町長自らが先頭に立ってトップセールスしていくという受け取り方でよろしいのでしょうか。その辺お伺い致します。もう1点ですが、農業商工部門において10月に開催されるサミットについてであります。聞きなれない言葉でありますので全国マコモサミットを玉城町で開催するというそのマコモの説明と、その開催する経緯とか規模、参加の件とかを具体的に分かりましたらお願いしたいと思います。このサミット開催し、農家、商工会など連携し地域資源を活用した商品開発事業などを推進するとありますが、このことは産業開発を用いた地域活性化の取り組み事業、所謂昨年12月に答弁いただきましたハイブリット型の産業地域活性プロジェクトの取り組みの一環として、とらえてよろしいのかその辺お伺いを致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 2点後質問を頂きました。優良企業の誘致につきましてはご理解賜っておりますように、やはり町の将来活力をつけていく上で一番重要なことだと考えておりました。特に、トップセールスで県或は関係する企業に出向いて町のこの立地条件、或は町の内政的な部分の行政サービスの水準こういうふうなものも具体的にPRさせて頂きながら、定期的にその活動を進めてまいりたいと思っております。もう一つの、全国マコモサミットにつきましては、細部について農林商工課長から答弁をさせますけれども、県からの働きかけがございまして、ほかの自治体もある中でどうかというふうなこともありましたけれども、玉城町が面積的には僅かではありますが三重県の中で一番耕作面積が多いというふうな事、或は、現在アグリの方でこのマコモを食堂の中で、調理をして提供をしておるという状況もあるわけでありましてそんなこともございまして、県として是非、玉城町でお願いをさせて頂きたいという要請があったわけでございます。特に、昨年からご意見いただきましたように、商工会中心にハイブリット型の観光も含めた産業振興をどうして行くのかというふうな事で、ご検討頂いておりますし、今もすでに国の方への働きかけが最終的にどうなるかわかりませんが、玉城或は近隣の自治体も巻き込んだ形の農産物の商品開発について、どうして行くのかというふうな事の検討をしてくれておるわけでございます。そんな取り組みもできるだけ町としても、支援を申し上げたいという考えを持ちましてこうして表現をさせていただいておるところでございますので、ご理解を頂きますようお願いを申し上げます。全国マコモサミットの内容につきましては担当から補足をさせて頂きます。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 全国マコモサミットにつきましては、もう少し詳

しくという事でありますので説明をさせていただきます。今回第5回目という事で全国マコモサミットという事で、開催をさせていただきますが、以前は研究会のもとで色々と進められておりましたけれども、今回5回目という事でこれまで、隔年ですが4回全国の各自治体がかかわって開催してきました。今回5回目ということで、三重県の玉城町を会場にという事で今実行委員会の方で内容の検討をしております。マコモといいますけれども食物としては水生の食物でございます、比較的生産もしやすいというふうな事ですが、なかなか全国的に見ましても生産量が少のうございます。又、消費者の人気度も低いということから、これからこういうふうなことで皆さんに知っていただければ、生産量を増やしていく中で、町の特産物として取り上げられればというふうな事で勧めております。開会の日時につきましては、今年の秋でございますが、10月2日3日にかけて玉城町の保健福祉会館のふれあいホールで行いたいと思っております。大会の規模でございますが、およそ200名程度の参加者を予定しております、予定としましては6月頃に案内をさせていただくという事でございます。又、町内、町民の方にもご参加の案内をさせていただきますと思っております。只今、実行委員会の方で内容を詰めておりますのでまた先で、詳しくお伝えをさせていただきます。よろしく願いを致します。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) ありがとうございます。こういうことをきっかけに、地元の商工企業、農業が発展していけばありがたいと思っております。又、玉城独自の商品開発ということがありますので、こういうことをきっかけに商品開発を進めて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いを致します。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 村山龍平記念館25周年と合わせて、年を通じた記念事業を計画していますとあります。百数十万の予算が計上されていると思っておりますが、内容としてどんなことをするのでしょうか。年間通じてやるということになったら、相当大掛かりなことになるのではないのかと思っておりますが、そうするとお金も足りなくなって次々と補正を出してくるという、そういうことになるのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 昭和3年にご承知のように村山龍平翁から、この当時国の所有でありました田丸城址をご寄贈を頂いて、今年で80年を迎えたという事と、合わせて昭和58年に村山龍平記念館をご寄贈いただいたという事でこれも今年で、25年を迎えるという事でございます。その節目の年という事でございます、基本的な考え方はこういういろんな行事なり、町の情報

発信をしていく上で、やはりいろんな財政のことを一番重要視してできるだけお金をかけない形で、どう知恵を働かして工夫して情報発信をしていくかというふうな事を、一番大切にしていきたいと思っております。4月3日から7日まで香雪美術館から文化財をお借りして展示をさせていただくということに始まりまして、1年を通して町の情報発信をしてまいりたいとここにいろんな具体的な取り組みも検討をしておる部分もありますし、一つひとつ経費をかけない形でこの機会に玉城町のPRを合わせて行いたいという事があります。具体的な内容は所管から今の計画の報告を申し上げます。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）先ほど、町長説明申し上げました村山龍平翁から田丸城80年の節目、又私ども執務いたしております村山龍平記念館につきましても25年の節目という事で、香雪美術館からお茶の道具なりを中心とした美術展を4月3日の正午にオープンする予定でございます。これにつきましても桜まつりが4月6日まで開催されるという事で、多数玉城に訪れていただく機会をとらえまして、その特別展が有効に活用できれば、そういうふうな事から、4月3日から4月7日まで開催をする予定でございます。又、城山というふうな事から玉城町の歴史のシンボルである城址を綺麗にしようとする中でクリーン作戦なるものも開催させていただきます。多数の町民の皆さん方にそのお気持ちで綺麗にいて頂いておりますが、これにつきましても昨年にも増して城山清掃美化活動にもご協力を頂きたいと、このようなことも企画を致しております。又、もう一つは誇り高い文化の町玉城町で、田丸城をモチーフにした、城山で演劇ができないかということも素案として計画を致しております。これにつきましても、町の経費を投じずそういうふうなことを披露頂けるというふうな、下話しを先日頂戴したところでございますので、それにつきましても具体化できるように推し進めていきたいと考えておりますが、年間を通しまして何らかの機会でたまわると言うふうな中にはお城というふうなものをイメージして、情報発信をしてきたいとこのように考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（小林一則君）10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）住民満足度 1のまちづくりという事で、このテーマのもとに私は、本町のさまざまな課題を地域住民の方々と語らいという形で、町長はいろんな方々と地域を訪問され、いろんな課題を収集されてこういった施政方針というものに至ったというふうに考えております。この4月から地域担当制というものが実施をされます。これも非常に重要なことだと思っておりますし、住民の方々の意見を聞いてそれを行政にいかして行くと、いう事で一番基本的な部分であると考えておりますが、この4月から実施され

まず地域担当制につきまして、確かに行政の内容とか、それと色々な地域の方の声を聞いてくる。これは非常に重要なのですが聞いたものを具体的にどのような形で論議をし、検討し又住民の方々にお返しをしていくか、これがないと云いっ放し、聞き放なしという形にもなりますしその辺の具体的な考え方とか、体制はどうお考えかということをお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君）副町長 坪井信義君

副町長（坪井信義君）地域担当制についてでございますけれども、以前にも協議会等でもご報告を申し上げたところでございますが、若干重複するかと思いますが、確かに奥川議員のおっしゃるように地域との密接な連携の基に町行政を進めていきたいこういったことから、町長の方で新たな制度を取り入れていこうという事でございます、前にもお話を申し上げましたが職員に対しては議会と合わせてこれから指示徹底を図るところでございますが、当然お邪魔する職員が充分意志なり、或は主旨を理解していないとコミュニケーションが取れないという事でございますので、先ずは、出かける前に意志の徹底を図って出かけていきたいと、その中で当然聞き放しという事のご指摘も頂きました。このことにつきましては月1回25日を持って最低、それ以上お邪魔をするということをご説明申し上げたところですから当然、次の機会にお邪魔をするということになりますので、前回にお聞きをしたことについては、その間にもっと早く処理するものにつきましては、決まった25日に限らず、もっと早くにお返事する機会があると思いますが、最低限お邪魔をすると言う中で、検証していく必要が出てまいりますので、議員ご心配のような聞き放しという事には、ならないというふうに考えております。その中の取り扱いですけれども、協議会等でもお話ししていますが、当然報告書なるものを作成して班長会議とかで、新たな組織の中で担当課も含めてどういった対応をしていくのかという事で、話をお返しするというシステムで考えておりますので、当然聞き放し、或は今後検討していますという中でも具体性をもって対応していくというが、求められるということになりますので、そのことが又地域担当制のメリットであると考えております。従前から区長さんからお聞きをして次の区長さんになるまで、まだ継続というケースもややもするとあったかもしれませんが、できないことにつきましてもご返事はきちっと申し上げるというシステムは、この制度によって更正されるのではないかと考えておりますので、より一層地域とのつながりの中で町行政の推進という事で考えてございます。又、詳細につきましては、実際やってみないと色々な状況が出てくるかと思っておりますので、こういうことにつきましては当面、6ヶ月9月までは当初のスタイルで実施をしてその中で、検証するものとして検証していく中で、10月以降手直しが必要という

部分であればそれは当然、それぞれお邪魔をしている職員も含めた中で意見を徴収して是正は6ヶ月が経った後、していきたいと考えております。

議長（小林一則君）10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）ありがとうございます。住民なり各集落におきまして非常に大きな期待をもっております。確かにそれを進めていく中におきまして多少はわれわれもお聞きをして若干不安を感じている部分があるので、長い目で見えていただいて、こつこつと継続して進めていただきますようお願いしたいと思います。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）まず、施政方針演説の中で部分的にお尋ねをさせていただきます。1ページ目の年金記録問題、食の安全問題などによる町民生活における不安感をぬぐいきれず、といったことが書いてありますが、食の安全につきましては、後でご質問させていただきますが、当町におきまして年金記録が正確に行われているという事でございますが、何か、その後問題点がおきたのかどうかお尋ねを致したいと思います。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）年金問題につきましては、全国的に色々確認できないというような数値が上がっているようでございますが、玉城町におきましては、紙台帳から全件コンピューターに写しまして、皆様の年金は今のコンピューターの中に全部保管しておる状態で、逆に社会保険庁のほうから紹介を受けておる状況でございます。従いまして皆様のご心配なる年金は、玉城町の方の全部データは残っておる。国民年金に限りませんが残っておるというふうにご了解願いたいと思います。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）玉城町としては問題ないという事でさせていただきます。3ページの町長、今後も順次教育環境を整えていきたいと考えておりますと、いう事で空調設備が各校でやられておりますが、実は以前にこの18年度から22年度の事業計画財政計画財政状況という事で実施計画が組まれているわけでございます。その中に、平成19年度におきましては、下外城田小学校に空調防音増築工事の設計、20年には整備事業という事でここで19年度20年度ということで、実施計画がうたわれていたわけでございますが、順次環境を整えていきますという中に、町長の頭の中に入っているのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）町の総合計画に基づくそれぞれ5カ年の基本計画或は、実施計画の中で議会へもお示しをさせて頂いて、計画を立てておるわけであ

りますが、なかなか国の財政或は、防衛省との協議の中でこの計画通り進められない現状でございます。従って昨年やっと玉城中学校が整備になったとこういう状況でございます。計画を定めておりまして国のいろんな財政支援の状況の中で、それぞれローリングをしていかななくてはならない見直し、今年度に送っていかなければならない、こういう現状がありますので、その点をご理解頂きたいと思います。今の段階での計画等につきましては、細部教育委員会の方から答弁を致させます。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）教育環境の整備でございますが、とりわけ空調整備につきましては、議員ご承知のように玉城中学校に快適な環境の中で教育に取り組んで頂いておりますが、この中で今現在の平成 20 年度の予算にもお示しをさせて頂いておりますが、田丸小学校に空調工事を実施予定でございます。翌年度につきましては、同じく 19 年度に外城田小学校の設計業務を致しておりますので、これが順次工事が着手できるように防衛との協議を進めておる段階でございます。それから先につきましては年次計画総合計画ではお示しをさせて頂いておりますが、国の予算防衛との協議等もございまして、外城田小学校の設計をし、その翌年度には工事又、その年度に次は、有田小学校の設計を行いたいというふうなことで、その設計予算について今、防衛に一年でも早く整備ができるように要請をしているところでございますので、それ以降につきましてはまだ国の協議になってきますので、教育委員会としては順次というふうなことで方針として書かしていただいたところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（小林一則君）11 番 野口繁君

11 番（野口繁君）理解できるかわかりませんが努力してください。次に 4 ページの宮川 2 期事業経営体育成基盤事業を推進してまいりますとありますけれども、我々産業建設委員会に示していただきました町の負担分でありませんが、幹線水路分が 8 千 696 万 2 千円、農道分が 857 万 5 千円、県営事業の団体 8 千 316 万円とトータル玉城町の負担分は 1 億 7 千 863 万 7 千円と数字になろうかと思いますが、これから先城西とか、宮川第 2 とかが発生するわけですが同等の予算を付けるのかどうか。これだけ投資しますので例えば、有田地区に農振除外地もあるわけでございます。それを着手したからには多額の経費をつけますので、部分的に農振除外できたときに町長農業を守るという立場でございますので、そういうところを簡単に農振除外してしまうのかをお尋ねさせて頂きたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）全体的な考え方を申し上げますと、ご質問にもございま

したように、この宮川の利益地の伊勢平野の第一番に玉城の有田地区からパイプライン工事を17年から進められて、現在特に長更地内の工事を進められている状況になっております。引き続いて下外城田地域或は、城西の地域につきましても、これはこれだけの基盤整備が整っておる条件的に恵まれておるわけでありますから、さらに宮川の第2期事業も現地ご覧を頂いておりますように、一部3月早々には今の現時点で仮締め切りをして給水ができるという状況まで動いておるわけでありますから、いずれに致しましても町全域にこのパイプライン化の工事を施行していく必要があると、思っておりますし、これは一つには農家の皆さん方のこれからの町の発展、農地を守り農業を振興していくというふうなお気持ちを、さらに強めていただく必要があるのではないかと思っております。もう一方ではやはり幹線道路が整備になってまいります。或は、議会でもご質問頂いておりますように農地の荒廃というふうなものも現れてきております。或は、幹線道路周辺での宅地化も進んでおるわけでありますから、これにつきましてもどうして行くのか。玉城町の将来の土地利用構想、どういう町のビジョンを描いていくのかというふうなこと。議会の皆さん方にもご協議を頂きながら、平成22年中には現在の土地利用計画が22年までとなっておりますので、そうした町としての全体を眺めて、そしてこれからの将来を考えてどういう土地利用が必要なのかというふうなことの検討を進めていかななくてはならないと思っております。今後いろんなご意見を賜りながら、全体計画をしていかなければという今の考え方でございます。以上です。

議長（小林一則君）11番 野口 繁君

11番（野口繁君）町長、この1ページの下欄でございますが、一番問題になります食の安全問題などによる、町民生活における不安感をぬぐいきれずという事でございます。町長この予算の提案の中におきましても玉城中学校の給食業務を委託方式にするという事でございますので、この学校の委託給食の方針につきまして、先日も委員会があったわけでございますが、もう少しこの予算面ではなしに、これまで行ってきた過去につきましてもお尋ねをさしてもらいたいと思います。昨日、業者が4名決定をされるという事でお聞かせねがったわけでございますが、4者のうちにこれは当然公表すべきものであると思っておりますが、4社で優良な方がおられそうでございますが4者のうちにどこにして、この4月1日から業務を委託されるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）食の安全について議員大変ご心配を頂いております。ありがたいことですが当然、学校給食保育所も含めまして食の安全



というものの細心の注意をはらいながら、学校現場又保育所現場など調理員が子どもたちのために日々調理を致しておる状況でございます。今回、心配を頂いております中学校の調理員さんの委託の業務につきましても、予算で審議を頂くことになっておりますが、その過程として先般議員協議会で経過についてお話を申し上げたところでございますので、安全配慮については十分に検証をしておるというふうなことでご理解を頂きたいと思っております。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）学校給食につきましては、色々聞きたいので3回ということではできないと思っておりますのでお願いします。業者が明日の日でも見学に学校へ来るのと違いますか。そういう事態に成っているのと違いますか。そやなかったら4月1日に引継ぎができないのとちがいますか。業者も決めて契約もされていなければ4月1日からスムーズに委託できないと違いますか。今日は契約書も1回開示してほしい。そしてどのような形でしているのか。又過去におきましては、聞くところによると中国産の物も使っているということあったそうでございますので、そういう問題についても慎重にしなければならない。大問題でございます。町長は、昨年民間委託という事で非常に関心を持って経費は削減されるでしょう。そのときはそのときだったけれども現在の情勢では、この餃子問題又、国内の色々問題で非常に関心度が高くなったわけございまして、時勢が変わったわけでございます。金銭には換えられない状態が発生してきたわけでございますので、子どもたちの伸び行く若い子どもたちを犠牲にしてはならない。例えば、中国で餃子を作っているところでも監視カメラをしているとかというような問題が進んでいますので、十分に我々が納得できる方向でないと、これをおし進めてもらうことはできないのではないかと、給食職員の金額をはじきますと相当金額は安くなるかと思っておりますが、これからどういう形で玉城の方を採用していくのか、又これは現在法律で、退職された方が給食業務には非常に難しい問題が出てくるのではないのではなからうか、明日にも研修に来るのではないですか。どうですか。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）先ず、1点目の食の安全というふうな事で、中国産の使用についてご心配頂いておりますが、先般も申し上げましたようにあくまでも、材料の発注は栄養教諭が行います。又、納入していただく業者におかれましては、これまで通りの納入システムでもって納入をしていただく。材料につきましても当然栄養士が栄養価又、価格、地産地消というふうなことで町内で調達できるものは町内から仕入れると、委託をしますのは納入された商品を持って調理を行うというふうなことでございますので、そ

ここに中国産が混じるということは、想定はいたしておりません。又4月1日から円滑に業務が進めるために今、現在提案を受け1社について内定をさせていただいたところでございます。正式な決定につきましては今現在予算に上程をさせて頂いておりますが、議決を頂いた後契約行為を結びたいとただあくまでも調理義務、技術というふうなもので行っておりますのでその施設の見学について、明日お見えになるということをご承知いただいていると、円滑にスムーズに進めるための手法手段という事でご理解を賜りたいと思います。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）現在の状態でも、中国産のものを使ったことがあるんですやろ、そういう問題はなかったのですか。

議長（小林一則君）野口議員、詳細な内容については、予算決算常任委員会でやってくれますか。

11番（野口繁君）はい、わかりました。委員会聞きます。

議長（小林一則君）他にありませんか。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）町長は、常に住民満足度1の町ということをして、3ページに安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいりますという事で書かれてあります。保育料のことがそこには書かれてあるのですが、田丸保育所の建設についてはプロジェクトチームを今年度平成20年度に立ち上げて、具体化していくというそういう事でございました。これは早くから町長言ってみえましたので、もう来年度と言うのは差し迫っておりますので、具体的なものが相当日程或は、その組織そう言ったものがはっきりしてきているのではないかと思います。ぜひ伺いをしたいと思います。それから、先ほどから中学校の学校給食の問題を指摘頂いておりますが、私も委託というのは如何なものかととても案じております。やはりその材料を注文するのは、栄養教師が知れませんが受け入れるのはここで働く調理員の方が受け入れるわけでございます。この水際で問題がないかということをしっかりチェックをしなければなりません。委託を受けたところから派遣されて来るこの方たちに、はっきりと品を取り替えてくるようにということが言える立場にあるだろうかとこのことが心配です。それから、又町民から頂きましたこの税金で、支払われる賃金でございますけれどもこれが、働いた人にそのまま行くのではなくて、委託業者の懐の中にもそれが入っていくということでは、玉城町の税金の使い方として問題があるのではないかと。今大変問題になっておりますワーキングプアを玉城町が率先してやるというような事態を招くとも限りません。町内の人たちの手によって大事な玉城町の子どもたちの給食を作って頂きたい。税金の使い方にしても税金

の循環というそういった点から考えましても、大変重要なものです。玉城町の皆さんから頂いた税金は、玉城町の町民の中へ循環をさせていくそして又、税金として又玉城町に入って来る。こういう循環が大事なんだと思っています。よその業者にはねられていくような、吸い上げられていくようなそういう税金の使い方はしてはならないと、出来る限りこれは避けていかななくてはいけないとこのように思っております。町長のお考えを伺いたいと思います。又、安全安心の問題におきましても、以前から適応してまいりましたが、田丸の小学校以外の各小学校、中学校に2機づつでしたかアスベストが、断熱材として使われました。食器の乾燥機これが設置されております。他の自治体におきましては、もしかこれが食器に付着するというようなことがあってはいけないという事で、早い時期に取り替えられています。聞くところによりますともうこの辺では、玉城町だけが残っているような現状のようです。これについてはこのたびの当初予算に予算化されているのですか。もしされていないのでしたらどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）先ず、田丸保育所の今後の改築計画等についてであります。これは20年度に4月から内部で関係者の中でどういう形で計画できるのかのプロジェクトチームを立ち上げたい。こういうふうに考えております。いろんなことは今の時代でありますから、先ず第1に財政、或は子どもたちの増減の動向等いろんな部分で、細部にわたって検討をしてみたいという考え方をもっております。それから給食の調理の部分での委託につきましては、昨日にもそれぞれ説明を申し上げました。これは第1番に食の安全で心配があってはならないということは当然のことです。そして現在もそれぞれの学校等におきましてチェックをし、そして問題の仮にあったものにつきましては返品するなり、いろんな業者さんに対しても指導をしておるという現状があるようであります。そして今回、こうして取り組む考えを持たせて頂いております中には、すでに県下におきましても自治体でこうした取り組みをしておる自治体もあるわけで、今回の学校の取り組みの仕方とは異なりますけれども、すでに全体の部分につきましては、玉城病院は3年ほど前から委託を全てについて、実施をして現在に至っておる状況でもあるわけです。全体の考え方と致しましては、なんと致しましても大変厳しい町の財政状況、法人税収入はありますけれども国の町財政制度の中で交付税で相殺されるということになっておりますし、これを充分認識をしながら、そしてその中で将来のためのやはり子どもたちのこと、子育てや教育のことが一番力を入れていかなければいかんと、いうふうに考えておりますので、その部分についての財源をいろんな行革の見直しの中で生み出してそ

うした重要な箇所について充当していくという、これは今一番大事なことではないかというふうに考えておりましたその考え方に基きまして、こうした方法を今取り組みたいとしておるところでございますので、ご理解を頂きたいと思います。給食の関係での保管庫でのアスベストのことにつきましては、全く問題なく毎日の業務に支障はないというふうに思っております。具体的な内容は担当からお答えを申し上げます。

議長（小林一則君）教育委員会 事務局長 辻誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）食器消毒、保管庫につきましては通常使用するにおいては、全く問題がないというふうな認識をしておりますが、これにつきましては、以前鈴木議員から一般質問でもご質問を頂いた経過がございます。全部で7台玉城町の小中学校に保有して使用しておる状況でございます。それを年次更新するという事で、この20年度予算につきましては、小学校費で1台の交換予定を致しておる予算を計上したところでございますので、今後順次交換をしてきたいと、年数の古いものから順次取替えを計画しておるところでございます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）田丸の保育所の建て替えにつきましては、大変急がれています。田丸の町の真ん中で、0歳保育ができないというこの異常な事態を早急に解決するために、早く建設をするための早い計画を建てて頂きたい。このように早くから私も申し上げてきたところでございます。取り組んで頂きたいと思います。又中学校の学校給食の委託の問題ですけれども今、臨時或はパート派遣労働者の問題が、大問題になっているところでございます。全国的な問題になっており又、国会でもこの問題が大きく取り上げられている時です。その時に、玉城町が自らこれに加担をするような委託をすると言うこのやり方は、とても問題があると思っております。到底賛成することはできません。玉城町の方をお雇いになってそして税金は循環させるこの方針に徹して頂きたいと思っております。又、このアスベストの断熱として使われております食器の乾燥機又、調理器具もあつたと思っておりますが、それが7台だということですが、それが今年度当初でたった1台しか予算化されないということはなんという事でしょうか。そしたら今後7年間もかかるということなんですか。それで、それぞれに一体何年たっているのですか。30年位たっているのではなかったかと記憶をしているのですが、全部を一度に替えましても500万未満で交換ができるものではなかったかと思っておりますが、金額も合わせまして年数がどうなんかお伺いを致します。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）使用しておる機器の購入年日というふうなお尋

ねでございますが、個別の年次表を持ち合わせておりませんで恐縮ですが、一番古いもので昭和 54 年 55 年というふうに記憶をいたしております。それから昭和後期までというふうな事で、57 年 58 年が一番多かったと思っておりますが、細かい資料を持ち合わせておりませんので、一番古いのが 54 年と記憶いたしております。それを今回交換を致したいと考えておるところでございます。金額については定価レベルというふうなもので、1 機 6・70 万程度かかるのではないかと考えておりますが、又購入に際しては見積もりあわせ、入札等で実施をしてきたいとそのようなことでございますので、金額についてはわかりませんが、定価では 6・70 万というふうな事で考えております。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）食器保管庫の関係で、鈴木議員からかなりオーバーな発言をされますと、えらいことやいうことになるのですが、そんなアスベストが飛散して出回っているということであれば一番いかんことであります。密閉の状態での保管の効果を出しておることのために使われておるといふ事でありまして。勿論、日ごろの管理、或は現場のものだけではなく保健所からも定期的な検査というものもあってしておるわけでありまして、いずれに致しましても、古いものから順次更新をさせていただく考え方でありますのでよろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）5 番 鈴木加奈子さん

5 番（鈴木加奈子さん）これは、只今の町長のご発言というのは、やはり認識が相当ずれているのではないだろうか、このように思います。もし、アスベストが例えば、隙間から降り注いでいるのが見えるこんな状態だったらとんでもないことなんですよ、そういうことがおこってはいけません。目には見えにくいところからも飛び出すということから、他の地域ではもうすでに切り替えが済んでいるのです。ですから、玉城町も早く切り替えをすることを申し上げて質問を終わりたいと思います。

議長（小林一則君）他にございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これをもって一括上程されました議案第 13 号乃至議案第 24 号についての町長の施政方針、提案理由に対する質疑を終結致します。

議長（小林一則君）暫時休憩します。

（午前 11 時 14 分 休憩） （付託表配付）

（午前 11 時 15 分 再開）

議長（小林一則君）再開致します。お諮り致します。本日質疑を終了致しました議案第13号 平成20年度玉城町一般会計予算について、乃至 議案第24号 平成20年度玉城町下水道事業会計予算についての各議案につきましては、お手許に配付致しました議案付託表のとおり、その審査を予算決算常任委員会に付託致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって議案第13号乃至 議案第24号については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮り致します。只今、予算決算常任委員会に付託されました議案審査を、お願いしたいと思います。日程について事務局長から報告致させます。

事務局長 大南友敬君

事務局長（大南友敬君）

（事務局長 委員会の日程について報告する。）

議長（小林一則君）只今、事務局長報告のとおり、予算決算常任委員会審査をお願い致します。以上で、本日の日程は全て終了致しました。お諮り致します。議案精査の為、明日12日から16日までの5日間休会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって3月12日から16日までの5日間休会することに決しました。来る3月17日は午前9時より本会議を開き、追加議案の上程、委員長報告、討論採決を行ないますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会致します。ご苦労様でした。

（午前11時20分 散会）